「Tokyo スイソ推進チーム 運営会議の運営方法について」の 改訂(案)について

「Tokyo スイソ推進チーム 運営会議の運営方法について」について、運営に必要な改訂を以下のとおり行う。

「Tokyo スイソ推進チーム 運営会議の運営方法について」 新旧対照表

改訂案 現行 1 所掌事項 1 所掌事項 (1) (現行のとおり) (1) (略) (2)(1)での意見交換及び情報共有を行 (2)(1)での意見交換及び情報共有を行 うに当たり、専門的な意見を聴取する うに当たり、専門的な意見を聴取する ため、必要に応じて専門家及び関係す ため、必要に応じて専門家を招聘しま す。専門家は、平成27年度及び平成 る Tokyo スイソ推進チーム参加団体を 招聘します。専門家は、平成27年度及 28 年度に開催した水素社会の実現に向 けた東京推進会議(以下「水素推進会 び平成28年度に開催した水素社会の 実現に向けた東京推進会議(以下「水 議」といいます。) に参加した学識経験 素推進会議」といいます。) に参加した 者並びに公立大学法人首都大学東京、 公益財団法人東京都環境公社及び国立 学識経験者並びに東京都立大学、公益 財団法人東京都環境公社及び国立研究 研究開発法人産業技術総合研究所に属 する者であって、運営会議の議題に関 開発法人産業技術総合研究所に属する 者であって、運営会議の議題に関する する知見を有する者とします。 知見を有する者とします。 2から7まで(略)

2から7まで(現行のとおり)